

高石市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成 31 年 3 月 6 日

高石市農業委員会

第 1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号。以下「法」という。）の改正法が平成 28 年 4 月 1 日に施行され、農業委員会において「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な事務に位置づけられました。

高石市においては、ほとんどの経営体が自給的農家であり、主要な作物は水稻が作付けされています。今後は新規就農者等の若手農業者育成を促進しながら販売農家の確保に努め、また、大都市近郊に立地している優位性を活かして野菜類の生産を促進するとともに「大阪エコ農産物」など農産物のブランド化、高付加価値化につなげ、それぞれの経営体の意向に沿って農業経営の維持及び向上を図っていき、また、地域農業の中心となる経営体以外の農業者については、現在の農業経営を維持するとともに消費環境の変化に応じた新しい作物への対応を検討し、農業経営の向上を図っていきます。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等については、大阪府、農協等と連携しながら経営定着の段階まで支援し育成・確保を目指します。

農地について、農家それぞれの意向を尊重しつつ、今後懸念される遊休農地化を防ぎ、農地の賃借や農作業受委託の推進により、中心的農業者への農地利用集積を進め、耕作放棄地の改善や効率的で生産性の高い農業を目指していきます。

以上により、本市農業の基礎となる農地を守り、活力ある農業を築くため、農業委員が互いに連携し担当地区ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」を効果的に進めるため、法第 7 条第 1 項に基づき、高石市農業委員会の指針として、以下の活動目標と推進方法を定めるものです。

第2 具体的な目標と推進方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標（5年後）

（H30.4現在）市内農地面積：26ha、遊休農地面積：0.44ha

（H36.4現在）市内農地面積：26ha、遊休農地面積：0ha

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

- ・各地区ごとに農業委員による農地パトロールを実施し、遊休農地の発生を防止する。
- ・利用意向調査の結果を踏まえ、関係機関等と協議・調整を行いながら対応を検討する。
- ・新規就農者等の担い手への貸付、又は農家の意向を踏まえた農地の管理を図る。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標（5年後）

（H30.4現在）市内農地面積：26ha、集積面積：0.2ha

（H36.4現在）市内農地面積：26ha、集積面積：1.0ha

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

- ・地区座談会等の実施により集積化への地元理解を求め、又「人・農地プラン」の見直しについて農業委員会として積極的に参画し、高石市域における人と農地の問題解決のため、大阪版認定農業者等地域の中心となる経営体それぞれの意思と地域の状況に照らした実現可能性のある「人・農地プラン」の見直しができるよう努める。
- ・農業委員会は、農業実行組合、高石市、大阪府、農協等と連携し、「人・農地プラン」を活用して、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを図る。

3. 地域住民の農業理解促進について

(1) 防災協力農地登録制度の推進に向けた具体的な取組内容

- ・農業委員会は、農家との話し合い・相談活動を通じて、農家の防災協力農地登録制度への理解及び協力を求め、防災協力農地の登録を推進する。